

第7回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年11月17日（月） 午後10時00分～午後11時50分

場 所：藤枝市役所 3階 303会議室

出席委員：松永委員長 鈴木正副委員長 瀧下委員 井原委員 片山委員 松山委員 青島委員
鈴木芳委員 鈴木英委員 井戸上委員 殿村委員 渡邊委員

議 事：(1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画について

(資料1に基づき事務局が説明)

- 委 員： 計画書の15ページの施策の方向性には認定こども園も記述した方が良いのではないかと、この計画書はどこに配布するのか。
- 事務局： 計画書については市議会議員、保育所や幼稚園などに配布を予定している。また、市のホームページ上で公表する。
- 委 員： ムーブメント教育という言葉は特定のことを指すので、検討した方が良いのではないかと、また28ページの1でノーメディアデーという記載があるが、正確には「おやこんぼ事業（ノーメディアデー）」としていただきたい。36・37ページに確認を受けない幼稚園などの用語解説を入れた方が良いのではないかと。
- 事務局： 検討する。
- 委 員： 保育コンシェルジュは、保育園のみを案内するのか。
- 事務局： 保育園の関係だけではなく、幼稚園、認定こども園、市の子育て施策も案内している。
- 委 員： 47ページに関する事だが、先日、県の虐待防止のフォーラムがあって、その中で虐待が増加しているという話があった。昨年度において施設で保護した実績はあるのか。
- 事務局： 昨年度は施設との体制が整っておらず、緊急で保護したという実績はない。今後については、虐待となると児童相談所が一時保護所で預かり、本事業については、経済的に不安定な家庭への対応となる。
- 委 員： 40ページの放課後児童クラブについての確認だが、余裕教室の場合、現在のクラブと隣合っていれば良いが、学校との話しの中で感触はどうか。
- 事務局： 学校との協議では、学校側が管理しやすいということもあるため、極力隣接した部屋でのお願いをしている。
- 委 員： 放課後児童クラブの指導員の確保については、この計画には盛り込まれないのか。
- 事務局： この計画の中では、施設の確保方策を掲載していく。それに伴う指導員については、条例の中で配置基準が定められているので、現状の基準を低下させる事が無いように運営をしていく。
- 事務局： 福祉においては人材が全てであり、放課後児童クラブのみならず待機児童の解消においても、人材の確保と質の向上は課せられた課題であると認識している。
- 委 員： 消費税の増税が先延ばしになりそうな情勢であるが、計画への影響はどうか。また、27年度に認可保育所が1箇所増えるとの事だが定員はどの位になるのか。
- 事務局： 新制度への影響については、現段階では国からの連絡は無いが、消費税を3%増税したものと国の財源捻出分を併せた7千億円を確保しているとのことで、新制度は平成27年度開始で

変わらないと考えている。平成29年度に1.1兆円の予算の確保が出来なくなると、質改善等が先送りになっていく等の影響はあるかも知れない。

次の、新たな保育所については、名称はまだ公表出来ないが、定員は60名程度になる予定である。

委員： 先程、人材の話があったが、研修会の中で東京都では県を超えて人材を確保するよう各大学に働きかけをしているようだ。市としても個人個人にもっとPRをしていってもらいたい。この計画で保育の定員を拡げていくという事なので、保育士が不足しているという現状をもっと理解していただきたい。

委員： 保育コンシェルジュの名称は確定なのか。保育以外の子育て全般を取り扱うのであれば、子育てコンシェルジュ等に変えることは可能か。

事務局： 保育コンシェルジュについては、県内で藤枝市が先駆けて、既に3年程行っている事業である。近隣市では子育てコンシェルジュ等の名称を使っている。保育以外のことについても案内をしているのは事実なので、検討させていただきたい。

委員： 先程もあったが、児童クラブも指導員の人員確保が困難になっている。今後、クラブ数が増えていくとより大変になるのではないか。処遇の条件面等も考えていかなければならないのではないか。

事務局： 施設だけ確保すれば良いというものではない。指導員がいないとクラブが運営出来ない。社会福祉協議会と連携しながらクリアしていきたい。また、長く勤めてもらう為にも、処遇改善をしていく方向で財政当局とも協議をしていきたい。

委員： 行政サービス評価委員会の時にも、質の向上の為に児童クラブの指導員の処遇改善をするように伝えている。虐待が増えているという話しについても、見えている部分は氷山の一角で、その対処だけではなく、根の方への働きかけを積極的に続けてもらいたい。この事業に関しては、数値目標を達成しないことが良い事だという方向で考えてもらいたい。

事務局： 見えているのは氷山の一角である事は認識している。根の部分には、育児不安や発達に関する保護者の悩みなどがあり、二次被害的なものとして虐待につながってしまうケースもある。保健センター等と連携して予防や早期の発見に繋げていきたい。

議 事：(2) 地域型保育事業の認可事務について

(資料2に基づき事務局が説明)

委員： 計画している中で小規模保育C型や家庭的保育は既存のものが移行するという解釈で良いか。

事務局： 現在、保育ママとして活動している方々が、市の条例に基づいて認可を受けることになる。

議 事：(3) 子ども・子育て支援新制度における利用調整について

(資料3に基づき事務局が説明)

委員： 保育を必要とする事由に求職活動とあるが、どの程度のものを言うのか。

事務局： 求職活動の内容について明確な基準は示されていない。面接の中で、どのような活動をしているか本人に聞き取りをしていく。今までは無かった新たな事由なので、しっかりと確認をする。

委員： 言える範囲で構わないが、指数化するにあたって基準は設けられているのか。

事務局： 指数化については基準を設けて行っている。

委員： その他という事由は具体的には何が該当するのか。また祖父母の生活状況はどのように判断されるのか。

事務局： その他には上記以外の事由が該当する。祖父母の生活状況については、子どもを保育出来る状況にあるかの客観的判断になる。

委員： 10月に申込みをして、結果が2月にわかるという事だが、保護者からするともう少し早く教えて欲しいのではないか。スケジュールを検討する余地はあるのか。

事務局： 少しでも早く通知を出せるよう処理をしているが、転入者への対応が難しくなるため、例年1月末には通知を出している。

(11時50分 議事終了)